

令和5年度

仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

令和5年度仁木町教育行政執行方針

令和5年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和4年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

現在も続いております新型コロナウイルスによる感染は、収束と拡大を繰り返しており、全ての方の生活に大きな影響を及ぼしております。

本町においても、学校行事の縮小や学習活動の制限、更には施設の利用制限など、多くの制約の中での活動となっており、1日も早くコロナ禍前の活動が再開できることを願っています。

さて、学校教育につきましては、仁木町学校教育基本方針に基づき、昨年度から義務教育期間の9年間を見通した小中一貫教育の実現に向けた取組に着手しております。また、生涯学習においては、

総合計画にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しや新たな事業を実施して、町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和5年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。

文部科学省では、デジタル化を含む社会の変化に対応するため、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導をより一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらの情報手段等を活用した課題解決型学習等により、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論することなどが示されております。

そのため、これらの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。

国内の児童生徒の学力を諸外国と比較しますと、数学や科学に関するリテラシーは世界トップレベルである一方、情報活用能力や言語能力に課題があることが分かっており、その要因として学校の授業や学習において積極的にICTを活用していなかったことが文部科学省から報告されております。

このことから、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加えICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。

そのためには、教職員一人ひとりが、子どもたちと共にICTに慣れ親しみ、ICTスキルを向上させると共に、これまでの優れた

教育実践とICTを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげてまいります。

なお、教育へのICT機器の活用が急速に進められ、児童生徒の知識不足によりトラブルに巻き込まれる可能性もあることから、情報社会において適切な活動を行うための基になる考え方である情報モラル教育と情報教育に必要な知識を取得させるため、適切な利用について教育委員会が中心となって統一した指導を、関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めてまいります。

外国語教育の推進につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検I B A、英語の発音を音声で確認することができるデジタル教科書、外国人との会話する機会として外国語指導助手を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、仁木町学校教育基本方針を踏まえ、仁木地区では小中一貫型小学校・中学校、銀山地区では義務教育学校の導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画策定」、「9年後の目指す子ども像の設定」、「小中学校間の乗り入れ授業」に加え、「小中合同の教員研修の実施」、「小中合同の公開授業の開催」などに取り組んでまいります。

また、銀山地区に開校する義務教育学校の基本設計につきましては、昨年度策定した銀山地区義務教育学校基本構想に基づき、現在の銀山中学校の校舎及び屋体の増改築について、町民及び関係機関

の意見等を踏まえながら、関係法令に照らし合わせ、基本設計図、仕様等を策定してまいります。

仁木地区・銀山地区に設置しておりますコミュニティスクールにつきましては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであることから、保護者や地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育み、小中一貫教育に対しても連携しながら進めてまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。

教職員の働き方改革につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプラン（第2期）に基づき、長期休業期間中における閉校日や定時退勤日の設定など従前からの取組を継続しつつ、校務支援システムやICT機器を積極的に活用した効率的な業務の推進のほか、時間外在校時間の公表などの取組を実施し、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

ICT機器の整備につきましては、各学校で学習eポータル、学びの保障オンライン学習システム、デジタル教科書等、デジタル教材の活用が進んでいることに伴い、増加するデータ通信量に対応するため、機器の通信状況に応じたデータ通信の安定化を図る取組を進めてまいります。

各学校とも建設後、四半世紀が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、仁木町学校施設個別施設計画を踏まえ、本年度は、仁木中学校の外壁及び屋上の大規模改修を実施してまいります。

また、他の学校においても計画的な大規模改修について準備を進めてまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、栄養教諭を中心として引き続き各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導、並びに本町及び北後志管内を始めとした北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の大切さや地域の食文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

なお、コロナ禍やエネルギー価格上昇等の影響により物価が高騰し、食材単価が上昇していることを受けまして、本年度から学校給食費を3.5パーセント程度値上げしてまいります。

学校給食調理業務につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、19年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度は洗浄室等にある食器洗

浄機、食缶洗浄機、真空冷却機等を更新する予定であり、今後においても計画的な更新を予定しております。

また、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

学校給食費を地方自治体の会計に組み入れる「公会計制度」の導入につきましては、学校事務の負担軽減を目的に、現在各学校が行っている保護者からの学校給食費徴収業務を教育委員会が行うなど令和6年度の開始に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。

本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。

いつまでも学習の推進につきましては、昨年度第8期仁木町社会教育中期計画の実践結果による評価を踏まえ、本年度から令和9年度までの第9期仁木町社会教育中期計画を策定しました。

また、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。

子どもの読書活動につきましては、本年度から令和9年度までの第2期仁木町子どもの読書活動推進計画を策定し、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に着けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。

高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学などを通して充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。

スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めていくほか、子どもたちがプロレベルのスポーツに親しむ機会を創出し、選手達と触れ合えることを

通して、豊かな人間性やたくましい身体を育む機会を設けたいと考えております。

また、スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。

文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を、町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。

また、文化財の保護、活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組み、新たな価値や魅力の発信に努めてまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。

社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

また、昭和58年度に開設以降、長年に渡り町民に親しまれてい

る仁木町民スキー場は、老朽化が著しく、リフト及びナイター照明の更新に着手するため、令和5年度、令和6年度の2か年を休止いたします。

令和7年度の仁木町民スキー場リニューアルオープンに向けて、冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及に向けた準備を進めてまいります。

その他、施設の多くが建設後30年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等について準備を進めてまいります。

以上、令和5年度に取り組む重点施策を申し上げました。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。